

塩竈市復興推進計画（応急仮設建築物活用事業）

平成25年9月9日
宮城県塩竈市

作成主体の名称：塩竈市

- 1 復興推進計画の区域
塩竈市全域

- 2 計画の目標

東日本大震災により地域住民の生活に必要な店舗、工場、作業所、事務所等の建築物の多くが被害を受けたため、従前のこれらの建築物に替え、必要な建築物を整備し、東日本大震災により被災した事業者のうち事業の再開を希望する複数の事業者の使用に供している。

応急仮設建築物を活用している事業者等が事業所を再開するまでの期間、事業用応急仮設建築物の存続期間を延長することにより再建を促進し、地域の復興を図る。

- 3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

東日本大震災により被災した事業者及び塩竈市が活用している事業用応急仮設建築物を、建築基準法第85条第4項に規定する期間を超えて存続させ、復興の推進にあたって活用する。

- 4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容
応急仮設建築物活用事業

- (1) 復興推進事業の内容

塩竈市において、次表の応急仮設建築物を2年3か月を超えて存続させる。

- (2) 実施主体

次表のとおり。

- (3) 特別の措置の内容

2年3か月を超えて存続させようとする建築基準法第85条第2項の応急仮設建築物（次表のもの）について、その所在地及び用途並びに応急仮設建築物活用事業の期間（存続させようとする期間）を定めた復興推進計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、当該応急仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めることにより、当該期間内で1年を超えない期間、存続期間を延長することができる。これをさらに延長しようとする場合も同様である。

①	施設名称	しおがま・みなと復興市場		
	実施主体	塩竈市	用途	店舗、事務所等
	所在地	宮城県塩竈市海岸通226番5号地内		
	建築基準法による許可期間	平成23年8月11日から平成25年11月10日まで		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成25年11月11日から平成27年7月31日まで		
	延べ面積	(A棟)327.92㎡ (B棟)327.92㎡ (トイレ棟)33.28㎡	棟数	3棟
		入居者	塩竈市内の商業者	
②	施設名称	しおがま本町・くるくる広場		
	実施主体	塩竈市	用途	店舗、事務所等
	所在地	宮城県塩竈市本町339番、340番、341番及び342番		
	建築基準法による許可期間	平成23年10月20日から平成26年1月20日まで		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成26年1月21日から平成27年6月30日まで		
	延べ面積	(店舗・事務所棟)645.78㎡ (トイレ棟)20.19㎡	棟数	2棟
		入居者	塩竈市内の商業者	
③	施設名称	塩竈市浦戸寒風沢地区仮設施設		
	実施主体	塩竈市	用途	作業所、事務所
	所在地	宮城県塩竈市浦戸寒風沢字彦和田1番2、2番1		
	建築基準法による許可期間	平成24年7月20日から平成26年7月19日まで		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成26年7月20日から平成28年9月30日まで		
	延べ面積	196.56㎡	棟数	1棟
		入居者	寒風沢かき生産グループ	
④	施設名称	塩竈市新浜町一丁目地区仮設施設		
	実施主体	塩竈市	用途	事務所、作業場
	所在地	宮城県塩竈市新浜町一丁目14番8		
	建築基準法による許可期間	平成24年7月25日から平成26年10月24日まで		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成26年10月25日から平成29年3月31日まで		
	延べ面積	(事務所棟)581.17㎡ (トイレ棟)20.12㎡	棟数	2棟
		入居者	魚市場卸売人、買受人	
⑤	施設名称	塩竈市役所仮設庁舎		
	実施主体	塩竈市	用途	市役所庁舎
	所在地	宮城県塩竈市旭町1番地1		
	建築基準法による許可期間	平成24年12月14日から平成26年12月13日まで		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成26年12月14日から平成29年3月31日まで		
	延べ面積	152.30㎡	棟数	1棟
		入居者	行政職員	

(4) 当該応急仮設建築物が、地域住民に必要な建築物で東日本大震災により被害を受けたもの（以下「被災建築物」という。）に替えて必要なものであることの説明

①、②当該施設は、震災前から市内で営業し、市民の生活に必要な不可欠な日常購買の場を提供していた事業者が、東日本大震災による地震・津波で全半壊等の被害を受けたことから、これに替わって仮設施設により営業を再開した施設であり、引き続き被災事業者の生業の場として、また、被災者を含めた多くの市民の日常購買の場として、地域において必要不可欠なものである。

③ 当該建築物が存する浦戸地区寒風沢は、東日本大震災の際津波の本土に対する緩衝地帯の役割を担う形で、地域住民の住居をはじめ、産業上必要な建築物の殆どが倒壊又は流出した。

当該施設は、地域の主たる産品である養殖カキをはじめとする漁業の共同処理施設として地域住民の利用に供されていた施設が、津波により流失したために設置した代替施設であり、地域住民の生計維持のために必要不可欠な施設である。

④ 当該施設が設置された塩竈市魚市場は、塩竈市の基幹産業である水産業の拠点施設であり、水揚げされた魚類の販売等で多くの地域住民が生計を立てている。

その魚市場施設が東日本大震災により被災したが、特に卸売機関等が入居していた区画については大きな被害を受け、倒壊の危険があることから、早急な解体が必要となった。

当該施設は、解体した卸売機関等の事務所に替わって、卸売業務等の魚市場の運営に必須の業務を安定的に行うために、卸売機関等が入居する仮設事務所を整備したものであり、魚市場が着実に運営され、地域住民が生計を維持するために必要不可欠な施設である。

⑤ 当該施設は、公共工事等に係る事務を行ってきた塩竈市役所宮町分庁舎が地震により被災し、使用できない状況となったため代替施設として建設されたものであり、住民にとって不可欠である生活の復興と市街地の復興を早急に実現するための公共工事の発注件数が増加する状況にあることや、他自治体の応援職員もふくめて、復興関連事業に従事するための人員が増加している状況であることから、被災した庁舎に代わる執務スペースの確保を行い、公共工事を着実に執行し、地域住民の生活再建を加速するために必要である。

- (5) 東日本大震災からの復興の状況からみて、被災建築物の再建に相当の期間を要すると見込まれることの説明
- ① 平成27年5月末までに入居者が自立再開に向け退去することとなっているため、仮設店舗・事務所については、解体・撤去に要する期間を含め、平成27年7月末までの期間は必要である。
 - ② 平成27年3月末までに入居者が自立再開に向け退去することとなっているため、仮設店舗・事務所については、解体・撤去に要する期間を含め、平成27年6月末までの期間は必要である。
 - ③ 漁港施設機能強化事業（復興交付金事業）による漁港の嵩上げ工事終了後、再建場所を選定し本設する予定であるため、仮設作業所・事務所については、漁港の嵩上げ工事の事業期間が平成27年度までであること及び本設される施設の建設期間を考慮して平成28年9月末までの期間は必要である。
 - ④ 新魚市場整備は、水産庁が策定した高度衛生管理基本計画に基づいて行っている補助事業であるが、計画で定められた事業期間は平成29年度までとなっており、そのうち、新事務所を含む施設完成は、平成28年度中頃となっているため、仮設事務所については、解体・撤去に要する期間を含め、平成28年度末までの期間は必要である。
 - ⑤ 本市において、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業等、早期に復興を図る事業は平成24年度～平成28年度の5ヶ年で行う計画であるため、これらの事務を担う仮設庁舎は最低平成28年度末までは執務スペースとして必要である。

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、地域住民の生活に必要な経済活動や行政活動を維持することが可能となり、塩竈市域の復興の推進及び活力の再生に寄与するものである。

6 その他

復興推進計画の策定に際し、法第4条第6項に基づき、塩竈市復興推進計画地域協議会において協議を行った。なお、塩竈市復興推進計画地域協議会には、関係地方公共団体である宮城県が構成員となっていることから、法第4条第3項に規定する関係地方公共団体からの意見聴取を行っている。

復興推進計画の変更に際し、法第4条第3項に基づき、関係地方公共団体である宮城県の意見を聴取した結果、特に意見はなかった。

※添付資料 塩竈市復興推進計画地域協議会協議概要